

〈高梁市の指標の範囲〉

区 分		対象会計等	(財政健全化法)				
地方公共団体	一般会計	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
		へき地診療所特別会計					
	特別会計	一般会計等					養護老人ホーム特別会計
		軽費老人ホーム特別会計					
		住宅新築資金等貸付事業特別会計					
		農業振興施設事業特別会計					
		畑地かんがい事業特別会計					
		国民健康保険特別会計					
		老人保健特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
		介護保険特別会計					
		特別養護老人ホーム特別会計					
	公営事業特別会計	水道事業特別会計					
		国民健康保険成羽病院事業会計					
		簡易水道事業特別会計					
		下水道事業特別会計					
		浄化槽事業特別会計					
		地域開発事業特別会計					
		資金不足比率					
		一部事務組合・広域連合					高梁地域事務組合
岡山県市町村総合事務組合							
岡山県後期高齢者医療広域連合							
岡山県市町村税整理組合							
岡山県広域水道企業団							
地方公社・第三セクター等	高梁市土地開発公社						
（財）成羽町振興公社							
（財）成羽町美術振興財団							
（株）夢ファーム有漢							

**財政健全化  
判断比率の状況**

市の20年度決算に伴う財政健全化判断比率の状況は、下表のとおりです。  
各指標の基準数値を超えた場合には、自主努力で改善する早

期健全化団体、または国等の関与がある財政再生団体として、財政の健全化・再生を図ることになります。  
なお、資金不足比率については、地域開発事業特別会計が健全化基準を超えています。今年度中に経営健全化計画を策定し、改善の方向性を示します。

21年度の予算執行状況

21年度上半期の予算執行状況は、一般会計が予算額242億6,720万円に対し約37%に当たる88億9,490万円、特別会計が予算額122億9,511万円に対し約44%に当たる53億8,179万円を支出しています。

主な事業は次のとおりです。

【活力と魅力のあるまちづくり】

地域商業活性化支援、地域IT推進、市道改良舗装、都市計画街路整備など

【安心して健やかに暮らせるまちづくり】

乳幼児等医療費支給、放課後児童健全育成、子ども会活動支援、消防施設整備、防災マップ作成など

【生活の質の向上を目指したまちづくり】

簡易水道整備、下水道施設整備、上谷第2住宅建設など

【新しい文化の創造と人を育むまちづくり】

放課後子ども教室、特別支援教育推進、幼稚園・小学校施設整備、神原スポーツ公園多目的広場整備など

【住民主体のまちづくり】

定住促進対策、新庁舎等建設推進など

健全化判断比率 (%)

指 標	市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率)	—	12.78	20.0
連結実質赤字比率 (全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率)	—	17.78	40.0
実質公債費比率 (一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率)	20.4	25.0	35.0
将来負担比率 (一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率)	111.3	350.0	—

\* 実質赤字比率・連結実質赤字比率の「—」は黒字を表す。

資金不足比率 (%)

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

特別会計の名称	市の比率	経営健全化基準
地域開発事業	76.7	20.0

\* 地域開発事業以外の特別会計は、資金不足比率が発生していない。

## 市民税・県民税の申告

## 相談会場へ行く前に

# 「不明な点は、まずお電話ください」

平成22年度の市民税・県民税の申告相談を、来年2月16日(火)から3月15日(月)まで行います。

市は、相談会場へ足を運ばれる前に、申告に関して不明な点について事前に相談していただくよう、電話相談を充実します。

### 相談は 随時お受けします

相談内容は申告の必要の有無のほか、申告する場合に必要な書類や扶養控除・医療費控除などについても受け付けます。

電話相談は、税務課市民税係で随時お受けしますので、気軽に、また早めにご相談ください。

### 申告の必要がない人

市民税・県民税の申告が必要ないのは、次のような人です。

- ・ 所得税の確定申告書を税務署に提出する人
- ・ 収入が給与所得のみで、勤務先で年末調整が終わっている人
- ・ 収入が公的年金のみの人（遺族年金・障害年金等の非課税年金を除く）。ただし、障害者

## 企業主・個人事業主の皆さんへ 市民税・県民税の特別徴収のご利用を

市は、市民税・県民税の特別徴収を推進しています。特別徴収とは、企業主・個人事業主が、毎月従業員に支払う給与から市民税・県民税を天引きし、市へ納入していただく制度で、地方税法で定められています。

- ▶ **内容**…①所得税の源泉徴収のように、税額を計算したり、年末調整する手間は掛かりません。税額の計算は市で行い、従業員ごとの市民税・県民税額を通知します。その税額を毎月の給与から天引きし、合計額を金融機関を通じて、翌月10日までに市へ納めていただきます。
- ②従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることも可能です。
- ▶ **手続き**…税務課に備えてある「特別徴収繰入依頼書」に必要事項を記入し、提出してください。用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。また、毎年1月末日までに市へ提出する「給与支払報告書」の摘要欄に、「特別徴収」と明記していただいても構いません。

控除や寡婦控除、社会保険料控除、生命保険料控除等の各種所得控除を受ける人は申告が必要です。

**非課税年金のみの方は**  
遺族年金や障害年金など非課税年金のみの方は、その旨を申告すれば、国民健康保険税などの軽減措置の対象になる場合があります。

各地域の申告相談日などの詳細は、1月号でお知らせします。  
■ 問い合わせ・相談 税務課  
市民税係 (☎) 0214

